

2020年度 私費外国人留学生授業料減免募集要項

本学の「私費外国人留学生授業料減免」制度は、経済的理由によって授業料の支弁が困難な私費留学生に対し、授業料の減免により修学を支援することを目的としたものです。

本制度の適用を希望する学生は、以下申請資格を満たしているか確認の上、必ず期限までに必要な手続きを行ってください。（今年度は「レターパックライト370」の郵送のみの受け付けですのでご注意ください）

- 1) 大学・大学院・短期大学の正規課程に所属していること
- 2) 在留資格が「留学」であること
- 3) 学納金が納付期限までに納められていること
- 4) 今年度6月～7月の出席率が平均8割以上であること
※オンライン授業の場合も、各学部の指示に従い出席を表明（登録）してください。
- 5) 経済基準を満たすもの
 - ・本国からの仕送りは月9万円以下を目安とする。但し授業料等学納金は除く。
 - ・他の奨学金受給限度額は月10万円以下とする。
- 6) 次のいずれにも該当しない者
 - a. 交換留学生、別科生、国費生、すでに授業料減免を適用され、海外姉妹校より本学に入学／編入した学生
 - b. 今年度留年中の者
 - c. 今年度休学中の者
 - d. 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
 - e. 経済的に困難な状況であると認められない者
 - f. その他、本学学則やその他規則、国民健康保険加入の義務等に反する行為等、本学学生としての品性に問題があると認められる学生

◆授業料減免申請に必要な提出書類

- ① 授業料減免申請書
- ② パスポートのコピー（写真のページ）
- ③ 在留カードの表面・裏面コピー
- ④ 国民健康保険証のコピー

※それぞれA4用紙を使用し、在留番号等が切れないよう全体をコピーしてください。

◆授業料減免申請提出期限

6月15日(月) 必着

◆申請書類郵送先（郵送のみで受付ます）

〒 350-0295 埼玉県坂戸市けやき台1-1
城西大学 国際教育センター 「授業料減免係」